

## 国民健康保険税の納付方法の変更について

税務課（内線5333）

国民健康保険税の納付方法について、特別徴収（年金から天引き）の対象となる方※左下の枠参照は、本年10月から国保税を年金から天引きすることになっていますが、次の①・②の要件を満たす方は、税務課の窓口で申し出をすることにより、国保税を普通徴収（口座振替による納付）で納付することができます。

### ■要件

- ①これまで、国保税を滞納していない方
- ②これからの国保税を口座振替で納める方

### ■申出期限 8月15日(金)まで

■申し出の際に持参するもの  
（これまでの国民健康保険税を口座振替で納付している方が申し出をする場合）

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- （新たに口座振替で納付しようとする方が申し出をする場合）
- 国民健康保険被保険者証
- あらかじめ金融機関等で口座振替の手続きをした「口座振替依頼書」の本人控え

書の本人控え

### ○印鑑

※口座振替の手続きをすると、翌月納期分から口座振替となります。  
※8月15日までに申し出をした場合は、10月分以降の特別徴収を中止します。

※8月15日以降も申し出を受け付けますが、その場合には、12月分以降からの特別徴収を中止することになります。

### ◎特別徴収（年金から天引き）の対象となる方

世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯の国民健康保険加入者全員が65歳から75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主）の健康保険制度に加入している世帯主は除く）で次の要件を満たす方

- ・受給している年金額が、年額18万円以上の方
- ・介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金支給額の2分の1を超えない方

## 家庭用節水型用具の購入費用を補助します

市民生活課（内線5355・5336）

市では、風呂の残り湯を有効活用するため、「小型ポンプ」及び「ポンプ搭載洗濯機」の購入に対して補助金を交付します。

### ■補助対象者

- 次のすべての要件を満たす方
- ①市内に住居している方、又は、外国人登録原票に登録されている方で、現に居住している方
  - ②節水型用具を市内に設置し、継続的に使用する方
  - ③節水型用具をその用法に従い使用し、適正な管理を行うことが

## 家庭用電気式生ごみ処理機等の購入費用を補助します

市では、家庭から排出される生ごみの減量化を推進するために、生ごみ処理機等の購入に対して補助金を交付します。

### ■補助対象者

- 次のすべての要件を満たす方
- ①市内に住居している方、又は、外国人登録原票に登録されている方で、現に居住している方
  - ②生ごみ処理機等を市内に設置し、継続的に使用する方
  - ③生ごみ処理機等をその用法に従い使用し、適正な管理を行うことができる方

できる方

### ④申請者が市税を完納していること

### ■補助の対象・補助金額

項目	内容	補助金
家庭用バスポンプ	家庭用小型バスポンプ	購入価格の2分の1以内の額で上限2千円（1世帯につき1年間）1基
家庭用節水型洗濯機	小型ポンプ搭載洗濯機	購入価格の2分の1以内の額で上限5千円（1世帯につき3年間）1基

④生ごみ処理機等による堆肥化物等を適正に処理することができる方

### ⑤申請者が市税を完納していること

### ■補助の対象・補助金額

項目	内容	補助金
生ごみ処理機	電気式の処理機	購入価格の2分の1以内の額で上限2万円（1世帯につき5年間）1基
生ごみ処理容器	コンポスト容器	購入価格の2分の1以内の額で上限3千円（1世帯につき3年間）2基

## 児童扶養手当などの『現況届』をお忘れなく

福祉課（内線539・553）

『現況届』の受け付けを、次のとおり行います。

### ■日時

8月21日(木)・22日(金)、9時～16時

### ■場所

伊予市市民会館1階会議室

### ■手当の種類

#### 児童扶養手当

○必要書類 証書、認印など

○対象者 父と生計が同一でない18歳未満の児童を監督・保護する母、又は養育している母以外の方(児童と同居し、監督・保護することも、その生計を維持している方)

#### ○支給月額

◇児童が1人の場合

全額支給／41,720円

一部支給／所得に応じて41,710円から9,850円までの10円きざみの額

◇児童が2人の場合／5,000円加算

◇以下1人増えるごとに／3,000円加算

#### 特別児童扶養手当

○必要書類 証書、認印、在学証明書など

○対象者 精神障害や身体障害

を持つ20歳未満の児童を家庭で監督・保護している養育者(児童が入所していないこと)

#### ○支給月額

◇対象児童1人につき

1級／50,750円

2級／33,800円

#### 特別障害者手当

○必要書類 認印、年金証書、年金額改定通知書など

○対象者 20歳以上で、身体又は精神障害が重複した重度の障害者で、日常生活で常に特別の介護が必要な方(在宅のみ)

○支給額 26,440円

#### 障害児福祉手当

○必要書類 認印、年金証書、年金額改定通知書など

○対象者 20歳未満で、重度障害があるため、日常生活で常に介護が必要な方

○支給月額 14,380円

※受給資格者には、個々に案内文書を送付しますので、確認の上、届出をお願いします。

※受給資格があっても届け出がないと、今年度からの手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

## 木造住宅の耐震診断の費用を補助します

都市整備課（内線543）

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、能登半島地震では、建物の倒壊によって多くの被害がありました。

将来起きるといわれている南海地震に備え、市では、災害に強いまちづくりの一環として、木造住宅の耐震診断を受ける方に対し、その費用の一部を補助する制度があります。

### ■対象となる木造住宅

○昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(伝統構法、枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法のもの(対象外))

○階数が2階以下で、延べ面積が500㎡以下のもの

○併用住宅のうち、住宅以外の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のもの

※ただし、専用住宅のうち、共同住宅及び長屋住宅は対象外です。

### ■補助対象者

対象となる住宅の所有者

### ■対象となる耐震診断

「愛媛県木造住宅耐震診断

事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する耐震診断

### ■補助金の額

補助対象経費の3分の2以内、最高2万円を限度に補助

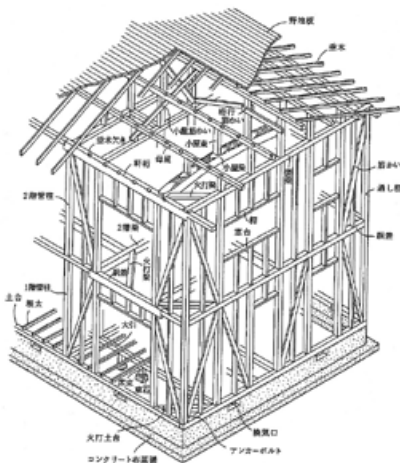
### ■受付戸数

20戸分

### ■受付期間

9月1日(月)～11月28日(金)、8時30分～17時30分(土・日曜日、祝日を除く)

※都市整備課窓口で事前相談を受け付けています。希望される方は、住宅の建築年度や構造が分かる資料(確認通知書の写し、建築物の登記簿等)を持参してください。



▲一般的な木造住宅の軸組

## 国民健康保険「限度額適用認定証」等の申請について

健康保険課（内線547）

国民健康保険加入者で70歳未満の方は、事前に申請することにより「限度額適用認定証」が発行されます。入院をする際、その認定証を医療機関の窓口で提示することにより、1か月ごとの医療費が高額になった場合でも、支払う金額が世帯ごとの自己負担限度額までになります。また、住民税非課税世帯の方は、食事代も併せて減額となります。

70歳以上の方についても、住民税非課税世帯の場合は、事前に申請をして「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることにより、自己負担限度額と食事代が減額になります。現在交付されている認定証は、7月31日で期

### ■窓口に参加するもの

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 高齢受給者証（お持ちの方のみ）
- お手持ちの認定証（平成19年度交付者のみ）
- 入院が90日を超える方は、領収書などの入院日数が確認できるもの
- ※国民健康保険税の滞納がある方は、平成19年中に申告をしていない方は、認定証の発行ができないことがあります。

※1月1日以降に転入された方は、1月1日現在にあった住所地の住民税課税（所得）証明書（家族全員分）が必要です。

平成20年度の市民税が非課税世帯の後期高齢者医療該当者は、申請することにより、入院時の食事代等（医療機関窓口で支払う患者負担限度額を含む）を軽減する「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（平成20年8月1日から有効）が交付されます。

現在、交付されている認定証は、7月31日で期限が切れていますので、8月中に再度申請をしてください。

### ■対象となる方

市民税非課税世帯に属する後期高齢者医療該当者

※1月1日以降に転入された方は、1月1日現在にあった住所地の住民税課税（所得）証明書（家族全員分）が必要です。

※1月1日以降に転入された方は、1月1日現在にあった住所地の住民税課税（所得）証明書（家族全員分）が必要です。

## 愛媛海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載申請について

伊予市選挙管理委員会（内線584）

平成20年9月1日を基準日として、次に該当する方の選挙人名簿登載申請を受け付けます。

○1年に90日以上漁業に従事し、区域内に住所又は事業場を有する個人及び法人等（漁業法第86条

第1〜3項）

■受付期間 9月1日（月）〜5日（金）

■取りまとめ先 各漁協（伊予・上灘・下灘）

※申請書は、伊予市選挙管理委員会事務局（市役所3階）にあります。

## 非課税世帯の後期高齢者医療該当者は申請により入院時の食事代等が減額されます

健康保険課（内線547）

平成20年度の市民税が非課税世帯の後期高齢者医療該当者は、申請することにより、入院時の食事代等（医療機関窓口で支払う患者負担限度額を含む）を軽減する「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（平成20年8月1日から有効）が交付されます。

現在、交付されている認定証は、7月31日で期限が切れていますので、8月中に再度申請をしてください。

※1月1日以降に転入された方は、1月1日現在にあった住所地の住民税課税（所得）証明書（家族全員分）が必要です。

※1月1日以降に転入された方は、1月1日現在にあった住所地の住民税課税（所得）証明書（家族全員分）が必要です。

※1月1日以降に転入された方は、1月1日現在にあった住所地の住民税課税（所得）証明書（家族全員分）が必要です。

※1月1日以降に転入された方は、1月1日現在にあった住所地の住民税課税（所得）証明書（家族全員分）が必要です。

平成20年

## 『金婚夫婦祝福式典』の開催

■日程 11月22日（土）《いい夫婦の日》

■場所 伊予市市民会館

■金婚式該当者

昭和33年1月1日～昭和33年12月31日に入籍（婚姻）した夫婦（平成20年1～12月に入籍満50年となる夫婦）

■提出するもの

○届出書と戸籍謄本

○金婚記念誌の発行を予定していますので、掲載希望の方は、思い出の写真やメッセージ等を提出してください。

■届出提出期限 10月31日（金）

■問い合わせ

長寿介護課（内線544）

中山地域事務所総合窓口課

☎967-1111

双海地域事務所総合窓口課

☎986-1111



## 平成21年度 市立幼稚園児を募集します

教育委員会学校教育課（内線722）



市教育委員会では、平成21年度市立幼稚園児の募集を、次のとおり行います。

入園を希望される方は、申込用紙に必要事項を記入の上、9月1日（月）～16日（火）（土・日曜日、祝日を除く）の開園時間中に、各幼稚園へお申し込みください。

※募集要項と申込用紙は、各幼稚園、教育委員会学校教育課にあります。

### ■入園資格

○3歳児 平成17年4月2日～

平成18年4月1日出生

○4歳児 平成16年4月2日～

平成17年4月1日出生

### ■募集園児数

幼稚園名	3歳児	4歳児	5歳児
北山崎幼稚園 ☎982-3179	20人	18人	14人
からたち幼稚園 ☎982-4202	35人	8人	
伊予幼稚園 ☎982-4201	20人	15人	15人
中山幼稚園 ☎967-1266	20人	23人	27人

○入園料 5,000円  
○保育料 6,000円/月  
※料金は、改定することがあります。

### ■入園費用

小学校区を原則としますが、北山崎幼稚園・中山幼稚園は、それぞれ南山崎校区・双海校区を含みます。なお、各園の応募状況によっては、教育委員会で調整することがあります。

### ■通園地域

※市内に在住（住民登録）をしている幼児  
※保護者が責任をもって送迎でき、集団生活が可能な幼児

○5歳児 平成15年4月2日～

平成16年4月1日出生

## あなたの老後生活の備えは十分ですか？ 農業者年金（愛称 担い手積立年金）について

農業委員会事務局（内線577）

現在、農業者の平均寿命は男性87歳、女性92歳。また、平成15年農林水産省統計では、老後の生活にかかる費用は、現金支出で年額272万円となっています。

しかし、国民年金の支給額は、40年間加入した夫婦合わせて年額158万円です。

農業者年金（愛称 担い手積立年金）は、農業者が、より豊かな老後生活を過ごすことができるよう、国民年金（基礎年金）に上乗せした公的年金です。

### ■農業者年金の加入要件

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方

※配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。

### ■農業者年金のメリット

○保険料は

自由に決めることができます  
月額2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択できます。

○80歳までの保証が付いた

終身年金です

年金は生涯支給されます。仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなつた場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであつた農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

○税制面で優遇措置があります  
保険料の全額が所得税の社会保険料控除の対象になります。また、農業者年金の運用益は非課税で、さらに、受け取る年金についても、公的年金等控除の対象になります。

○意欲ある担い手は  
保険料の助成が受けられます

認定農業者など一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助（政策支援）があり、基本保険料2万円のうち最高半額、生涯で最大216万円の補助を受けることができます。



## イノシシ・カラスなどの鳥獣被害にお困りの方へ 8月6日(水)に講演会を開催します

伊予市鳥獣害防止総合対策協議会事務局(内線571)

近年、中山間地域における有害鳥獣による被害が問題になっています。

本協議会では、農業者が手塩に掛けて育てた大切な農作物を有害鳥獣から守ることを目的に講演会を次のとおり開催します。ぜひご参加ください。

■日時 8月6日(水)、14時～

■場所 伊予市市民会館4階第6会議室

■内容  
《演題》「イノシシとカラスの生態について」  
《講師》山本貴仁さん(西条市石鎚ふれあいの里勤務)  
※有害鳥獣にお困りの方など、どなたでも参加できる内容となっております。

伊予市ファミリー・サポート・センター

## 「マミ♡サポ」からのお知らせ

### ■まずは会員登録

- ・おねがい会員(依頼会員)…センターで登録
- ・まかせて会員(提供会員)…講習を受講後に登録
- ・どっちも会員(依頼・提供会員)…講習を受講後に登録

※入会申込書は、市内の公共施設に置いてあります。

### ■講習会日時

日 時	内 容	
8/21 (木)	10:00～ 12:00	子育て支援者の役割について
	13:00～ 15:00	子どもの食育について
8/22 (金)	10:00～ 12:00	乳幼児に起こりやすい事故と 応急処置
	13:00～ 15:00	ファミリー・サポート・センター の役割と期待するもの

■場所 伊予市中央公民館第1・2会議室

■問い合わせ 伊予市ファミリー・サポート・センター  
「マミ♡サポ」事務局(子育て支援センター内、☎982-0406)

## ストップ・ザ 思質商法 ⑦

### ●突然、海外から宝くじ当選通知が届いたが…。

申し込んだ覚えがないのに「宝くじが当選した」という内容の郵便が海外から届き、返信用封筒を送り返すように書かれている。高齢者は、家族の忠告を聞かず、当たると信じて購入を続けている。複数の業者からダイレクトメールが届いているが、信用しても大丈夫だろうか。

### 《ひとこと助言》=====

まるで当選したかのように消費者に思い込ませて勧誘する手口です。購入方法や当選の確認方法、連絡先など分かりにくい点が多く、トラブルに巻き込まれると、解約や被害の回復が困難です。買ったくじが当選したかどうかの確認が難しく、さらに海外の宝くじの購入は違法行為なので、「当たるかもしれない」「費用が少額だから」と安易に申し込むのはやめましょう！

■相談窓口 消費者相談窓口(産業経済課内)  
☎982-1111(内線573)

※毎週月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

## 「下水道排水設備工事

## 責任技術者試験」

## のお知らせ



### ■受験講習会

◇日時 10月7日(火)、13:30～15:30

◇場所 松山市役所11階大会議室

◇受講料 4,000円(別途「払込料金」が必要)

### ■試験

◇日時 11月8日(土)、13:30～15:30

◇場所 松山大学

◇手数料 4,000円(別途「払込料金」が必要)

■申込期間 8月15日(金)～9月4日(木)

### ■受付・問い合わせ

伊予市水道部下水道課(内線599)

「ねんきん特別便」のご協力をお願いします

健康保険課（内線547）

本年6～10月に、すべての現役加入者に「ねんきん特別便」が送付されます。

・自営業、専業主婦、学生などの方には、直接本人の住所へ。  
・会社勤めの方には、会社を通じて（会社の協力が得られた場合）又は直接本人の住所へ。

◎年金記録の確認をお願いします  
・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分に確認してください。  
・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ず回答をお願いします。

◎平成8年以前に旧姓で年金に加入していた方は、特に注意してください

婚姻等により、氏名を変更している方の記録が、いわゆる持ち主不明であった「5,000万件」の記録の中に多数存在することが見込まれています。

これらの年金記録は、皆さんの申し出により、記録に結び付けることができますので、ご協力をお願いします。

◎お問い合わせは、「ねんきん特別専用ダイヤル」へ！

☎0570-0581555

《受付時間》

月～金曜日 9時～20時

第2土曜日 9時～17時

※IP電話・PHSからは、☎03-6700-1144。

国民年金基金について

国民年金基金は、第1号被保険者（自営業者など）の方がゆとりある老後を過ごすことができるように、老齢基礎年金に上乘せして給付を行う公的な年金制度です。

厚生年金・共済年金に加入している方（第2号被保険者）やその被扶養配偶者（第3号被保険者）・国民年金の任意加入被保険者は加入できません。

申し込みにより、加入口数や年金額・給付の型を選択することができます。ご自身の生活設計に合わせてお申し込みください。また、掛け金は全額、社会保険料控除の対象となります。

※詳しくは、愛媛県国民年金基金（☎92112182、又は、☎012016514192）。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者に相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
8	2(土)	K・シマダ 下吾川	983-6553
	3(日)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	9(土)	(有)栄電機設備 中山	967-1318
	10(日)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
	16(土)	岩井水道工業所 大 平	983-3066
	17(日)	藤岡工業(株) 上 灘	986-0350
	23(土)	(有)二宮水道工業 下吾川	983-2819
	24(日)	未来設備 尾 崎	983-5282
	30(土)	功栄設備 中 村	982-5888
9	31(日)	(有)升田金物店 出 渕	967-0067
	6(土)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	7(日)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。

※水道メーターから宅地内側の修理は、すべて有料です。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(6月末日現在)

	6月	累計	前年比
発 生	11件	76件	-34件
死 者	0人	3人	±0人
傷 者	15人	93人	-41人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(6月末日現在)

	6月	累計	前年比
侵 入 盗	8件	42件	+9件
自 動 車 盗	0件	1件	-2件
オートバイ盗	2件	11件	+9件
自 転 車 盗	11件	25件	-1件
車 上 ね ら い	3件	22件	-1件

安全は一人ひとりの意識から  
安心は人のつながり 地域から



皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。  
『正しく使って楽しい花火』

伊予消防署 ☎ 982-0657

子どもたちにとつての夏の風物詩である「おもちゃ花火」。しかし、「おもちゃ」とはいえ、花火の原料は火薬です。花火遊びを楽しむためにマナーを守り、場所や時間、後始末のことを考えて遊びましょう。また、子どもたちが、やけどなどのけがをしないように、大人も参加して楽しい花火遊びにしましょう。



【花火遊びの注意事項】

- 花火に書いてある遊び方をよく読みましょう
- 風の強いときは、花火遊びをやめましょう
- 水バケツなどの消火の準備をしましょう
- 一度にたくさん花火に火を着けないようにしましょう

- 正しい位置に火を着け、途中で火が消えてもどき込まないようにしましょう
- 打ち上げ花火は、人や家に向けてたり、燃えやすいものに向けてたりしないようにしましょう
- 花火をほぐして遊ばないようにしましょう

【花火で事故が起きたときの対処法】  
○やけどした！

やけどした場合は、まず、患部を流水で冷やしてください。患部に服がくっついていたりときは、無理に脱がせないでそのまま流水で冷やします。その後で医師の診察を受けてください。

○暴発・爆発した！

万が一、正しい遊び方で遊んでいて事故が起きた場合には、花火の燃えかすや袋を必ず保管しておき、購入したお店に連絡してください。(これができるように花火は露店等で販売ができないことになっています。)

そして事故の状況や日時、商品名、やけどの程度、けがをした人の年齢、連絡先等を確実に伝えてください。



『小児救急医療電話相談』

を「存じですか？」

夜に突然、子どもの体の具合が悪くなったとき、「どうしよう…」と困ったことはありませんか。

そんなときは、局番なしの#8000に電話してみましょう。休日や夜間の子どもの急な病気やけがなどの際に、医師の支援体制のもと、専門的な知識と経験を有する看護師が、電話相談に応じ、家庭での対処法や医療機関への受診等についての助言を行います。

■電話番号

#8000(局番なし)

■利用できる時間帯

19時～23時

(毎週土・日曜日、祝日、年末年始)

■伊予市管内の火災と救急出場件数(6月末日現在)

種別	6月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	2	0	1	7	1	1
	3			9		
	93	7	18	585	94	130
救急出場 件数	93	7	18	585	94	130
	118			809		
	93	7	18	585	94	130

**消防署からのお願い**

8月19日(火)、伊予市民競技場で愛媛県消防防災ヘリコプターを使用した救助訓練を行います。

訓練中は、防災ヘリコプターの騒音等、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

■訓練日時 8月19日(火)、9:30～11:30  
(※雨天時は、8月27日(水))

火災・救急 → 119

☎ 火災救急病院 案内 982-5959